

「復興係数」及び「復興歩掛」の導入について

国土交通省では、平成30年7月豪雨災害の復旧・復興工事の本格化に伴い、広島県内の工事の実施状況を踏まえ、円滑な施工の確保に万全を期すための予定価格の適切な設定に必要となる「復興係数」や「復興歩掛」を導入しました。

本市においても、平成30年7月豪雨災害の復旧工事が本格化しており、工事の入札不調・不落の発生件数が増加してきています。

このため、国と同様に円滑な施工の確保対策として、全ての土木工事を対象に「復興係数」及び「復興歩掛」を導入します。

1 対策の内容

- (1) 復興係数 共通仮設費率を1.1倍、現場管理費率を1.1倍に補正
- (2) 復興歩掛 土工の日当たり標準作業量を20%低下する補正を設定

2 対象となる工事

令和元年9月9日以降に契約締結を行う全ての土木工事とし、令和2年3月31日までとする。
(※毎年度、次年度以降の継続の是非を判断)

【復興係数等の導入内容】

項 目		内 容	適用時期
復興係数	対象工種	全ての土木工事	令和元年9月9日以降契約締結を行うもの (令和2年3月31日まで)
	対象地域	広島市内	
	補正率	共通仮設費率：1.1	
		現場管理費率：1.1	
復興歩掛	対象工種	土工	
	対象地域	広島市内	
	補正率	土工：作業効率20%低減	

※ 既に入札手続中の工事の対応方法や積算方法等の詳細については、別途お知らせします。